（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）　第二十条並びに第三十四条第四項及び第五項	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）　第十条並びに第十五条の二第四項及び第五項
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
農薬取締法　第二十条並びに第三十四条第四項及び第五項	農薬取締法　第十条並びに第十五条の二第四項及び第五項
（略）　（略）	（略）　（略）

第二章　経過措置

第六条　農薬取締法の一部を改正する法律附則第四条第一項の農林水産省令で定める期間は、概ね十八年とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に第一条の規定による改正前の農薬取締法施行規則（以下この項において「旧令」という。）別記様式第二号の三により提出された届出及び申請書、旧令別記様式第三号により提出された届出書、旧令別記様式第四号により提出された届出及び申請書、旧令別記様式第五号により提出された申請書、旧令別記様式第五号の二により提出された届出書、旧令別記様式第五号の三により提出された届出書、旧令別記様式第七号により提出された届出書、旧令別記様式第九号により提出された報告書、旧令別記様式第九号の二により交付された職員の証明書、旧令別記様式第十号により提出された届出書、旧令別記様式第十一号により通知された通知書、旧令別記様式第十一号の二により提出された報告書及び旧令別記様式第十二号により提出された届出書は、それぞれ同条の規定による改正後の農薬取締法施行規則（以下この項において「新令」という。）別記様式第五号により提出された届出及び申請書、新令別記様式第六号により提出された届出書、新令別記様式第七号により提出された届出及び申請書、新令別記様式第八号により提出された届出書、新令別記様式第九号により提出された届出書、新令別記様式第十号により提出された届出書、新令別記様式第十一号により提出された届出書、新令別記様式第十二号により提出された報告書、新令別記様式第十三号により提出された届出書、新令別記様式第十四号により提出された報告書、新令別記様式第十五号により交付された職員の証明書、新令別記様式第十六号により提出された届出書、新令別記様式第十七号により通知された通知書、新令別記様式第十八号により提出された報告書及び新令別記様式第十九号により提出された届出書とみなす。

○農林水産省令第七十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第三十四条第六項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

農林水産大臣　吉川　貴盛

特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　特定試験成績（第二条）
第三章　特定試験成績の信頼性の確保のための基準
　第一節　総則（第三条・第四条）
　第二節　試験施設の職員及び組織（第五条―第十条）
　第三節　試験施設、機器、材料及び試薬（第十一条・第十二条）
　第四節　操作及び被験物質等の取扱い（第十三条―第十五条）
　第五節　試験計画書及び試験の実施（第十六条・第十七条）
　第六節　報告及び保管（第十八条・第十九条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この省令は、農薬取締法（以下「法」という。）第三条第二項（法第三十四条第六項の規定により準用する場合を含む。次条及び第四条において同じ。）の農林水産省令で定める試験成績及び農林水産省令で定める基準を定めるものとする。

第二章　特定試験成績

第二条　法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（微生物農薬については、第四号に掲げる試験成績）とする。

一　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第二条第一項第一号に掲げる試験成績のうち、農薬原体の組成分析（ダイオキシン類の分析を除く。）に関するもの

二　規則第二条第一項第二号に掲げる試験成績のうち、有効成分の物理的化学的性状（色調、形状及び臭気を除く。）に関するもの

三　規則第二条第一項第五号イに掲げる試験成績

四　規則第二条第一項第五号ロに掲げる試験成績（解毒方法又は救命処置方法の検索に関する試験成績を除く。）

五　規則第二条第一項第六号に掲げる試験成績（農作物等への残留に関する試験成績のうち、作物残留試験（生産量の少ない農作物等を適用農作物等として実施するものに限る。）及び後作物残留試験に関するものを除く。）

六　規則第二条第一項第七号に掲げる試験成績

七　規則第二条第一項第八号に掲げる試験成績のうち、土壌中動態及び土壌吸着性並びに水中動態に関するもの

八　規則第二条第一項第九号に掲げる試験成績のうち、水産動植物への影響に関するもの

九　規則第二条第一項第十号に掲げる試験成績のうち、農薬原体の成分（有効成分及び考慮すべき毒性を有する不純物に限る。）並びに農作物等及び畜産物への残留に関するもの